

令和 8 年度 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館 POS レジ及び直売所システム導入 業務 仕様書

1. 業務名

令和 8 年度 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館 POS レジ及び直売所システム導入業務

2. 履行場所

佐賀県東松浦郡玄海町大字 新田 地内

3. 履行期間

- (1) 運用開始日 令和 8 年 12 月 1 日（予定）
- (2) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

4. 業務目的

本業務は、玄海町が所有する玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館において、販売業務の効率化、売上情報の適正管理、生産者別精算事務の効率化、利用者サービスの向上を図るため導入している POS レジ 1 台及びこれと連携する直売所システムを更新して導入するものである。なお、現在使用している POS レジは平成 21 年、直売所システムは平成 29 年に導入しており、機器及びシステムの更新時期を迎えている。

5. 業務内容

- (1) POS レジ及び周辺機器の調達、設置、設定
- (2) 直売所システムの導入、初期設定、動作確認
- (3) 必要なマスタ設定支援
- (4) 既存データがある場合の移行支援
- (5) 操作説明書及び管理者向け資料の作成
- (6) 操作研修の実施
- (7) 本稼働立会い又は稼働初期支援
- (8) 保守・障害対応
- (9) その他、本業務の遂行に必要な一切の作業

6. 導入施設概要

- (1) 名称：玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館
- (2) 住所：玄海町大字新田 1 8 0 2 番地 1
- (3) 営業時間：8 時 30 分から 16 時 00 分
- (4) レジ台数：1 台
- (5) 想定生産者数：約 100 名
- (6) 取扱商品：青果、加工品、その他直売所取扱商品
- (7) レジ担当者：4 名程度

7. システム要件

- (1) システムは、オンプレミス型又はクラウド型は問わない。ただし、通信障害等が発生した場合においても、販売業務に支障が生じない運用が可能であること。
- (2) システムは、POS レジと直売所システムが連携し、売上データ、生産者別集計データ等を一元管理できること。
- (3) 町が保有する一般的なパソコンから、管理画面又は帳票出力が可能であることが望ましい。

8. 機器要件

(1) POS レジ本体

- ア. 1 台導入すること。
- イ. 直売所運営に支障のない性能を有すること。
- ウ. タッチ操作又は同等の操作性を有すること。
- エ. 日本語表示に対応すること。
- オ. キャッシュレス決済機能の有無は問わない。ただし、将来的にキャッシュレス決済を導入する場合において、機器の追加や設定変更等により対応可能な構成であること。

(2) 周辺機器

業務遂行に必要な周辺機器を含めること。少なくとも以下に対応すること。

- ア. バーコード読取機能
 - イ. レシート印字機能
 - ウ. キャッシュドロア
 - エ. ラベル発行機能
 - オ. 停電対策又は安全な終了対策
- ※自動釣銭機の導入を検討すること。(導入は必須ではない)

9. 機能要件

受注者は、以下の機能を備えること。

なお、下記は最低要件であり、これを上回る提案を妨げない。

(1) マスタ管理機能

- ア. 生産者マスタを管理できること。
管理項目例：生産者コード、氏名、住所、電話番号、振込先情報、登録状態等
- イ. 商品マスタを管理できること。
管理項目例：商品コード、商品名、生産者、分類、単価、税区分、バーコード等
- ウ. 税率設定が可能であること。
軽減税率を含む複数税率に対応すること。
- エ. 価格改定に対応できること。
- オ. 利用者権限に応じて登録・修正権限を設定できること。

(2) ラベル発行機能

- ア. 商品ラベルを発行できること。
- イ. ラベルには、少なくとも商品名、価格、バーコード、生産者識別情報を表示できること。
- ウ. ラベルの再発行が可能であること。
- エ. ラベル様式の変更又はレイアウト調整に一定程度対応できること。

(3) 販売機能

- ア. 商品バーコードの読取りによる販売登録ができること。
- イ. 現金販売に対応すること。
- ウ. 返品、取消、訂正処理ができること。
- エ. 値引き又は価格修正の可否を権限管理できることが望ましい。
- オ. レシートを発行できること。
- カ. 日次締め処理ができること。
- キ. 売上日報を出力できること。

(4) 生産者精算機能

- ア. 生産者別に売上集計ができること。
- イ. 手数料率を設定できること。
 - ※ 生産者別、商品区分別等の設定が可能であることが望ましい。
- ウ. 控除項目（例：出荷資材費、負担金等）を設定できること。
- エ. 支払額を自動計算できること。
- オ. 生産者向け精算書又は売上明細書を作成できること。
- カ. 月次締め処理に対応できること。

(5) 帳票・集計機能

少なくとも以下の帳票又は同等の情報を出力できること。

- ア. 日別売上集計
- イ. 月別売上集計
- ウ. 生産者別売上集計
- エ. 商品別売上集計
- オ. 部門・分類別売上集計
- カ. 税区分別集計
- キ. 精算一覧表
- ク. 精算明細書

(6) データ出力機能

- ア. 売上データ、精算データ、各種マスタを CSV 等で出力できること。
- イ. 契約終了時又はシステム変更時に、保有データを汎用形式で引き渡せること。

10. 非機能要件

(1) 操作性

- ア. 一般的な職員が短期間の研修で利用可能な操作性であること。
- イ. 画面及び帳票は日本語表示であること。
- ウ. 誤操作防止に配慮されていることが望ましい。

(2) 性能・安定性

- ア. 通常の店舗運用に支障のない応答性能を有すること。
- イ. 営業時間中の利用を前提に安定稼働すること。
- ウ. 通信障害又は機器障害発生時の対応方法を提案書に明記すること。

(3) セキュリティ

- ア. 利用者認証機能を有すること。

- イ. 権限に応じて閲覧・更新範囲を制御できること。
- ウ. 通信及びデータ保管において、必要なセキュリティ対策が講じられていること。
- エ. 操作履歴又は更新履歴を確認できることが望ましい。
- オ. 個人情報の保護に関係法令等を遵守すること。

(4) バックアップ

- ア. データのバックアップが定期的に行われること。
- イ. 障害時に復旧可能な体制を有すること。
- ウ. バックアップ及び復旧方法を明示すること。

11. 導入作業要件

- (1) 導入スケジュールを作成し、町の承認を得ること。
 - (2) 設置、設定、テスト、本稼働まで一連の作業を実施すること。
 - (3) 動作確認及び受入試験に立ち会うこと。
 - (4) 必要に応じて初期マスタ登録支援を行うこと。
 - (5) 既存データがある場合は、CSV 等による移行支援を行うこと。
- 詳細は別途協議とする。

12. 研修要件

- (1) 研修を実施すること。
- (2) 研修は、少なくとも以下を対象に実施すること。
 - ア. レジ担当者向け
 - イ. 管理者向け
- (3) 研修回数は1回以上を基本とし、詳細は協議による。
- (4) 操作マニュアルを納品すること。

13. 保守要件

- (1) 導入後5年間の保守を含むこと。
- (2) 障害受付体制（電話、メール等）を明示すること。
- (3) 障害発生時は、速やかに一次対応を行うこと。
- (4) 重大障害時の対応方針及び復旧目標を示すこと。
- (5) ソフトウェア更新、法令改正対応、税率改定対応の範囲を明示すること。
- (6) ハードウェア故障時の修理又は代替機対応方法を明示すること。

14. 成果物

受注者は、少なくとも以下を提出すること。

- (1) システム構成図
- (2) 設定内容一覧
- (3) 操作マニュアル（レジ担当者向け）
- (4) 管理者向け操作・運用マニュアル
- (5) 保守連絡体制表
- (6) 納品機器一覧

15. 検査・検収

- (1) 町は、納入後に仕様書適合性及び動作確認を行う。
- (2) 次の事項を満たした場合に検収とする。
 - ア. 仕様書に定める機能を満たしていること
 - イ. 必要機器の設置及び動作確認が完了していること
 - ウ. 帳票出力が確認できること
 - エ. 研修が完了していること
 - オ. 成果物が提出されていること

16. 情報セキュリティ及び個人情報保護

受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報その他玄海町が提供する情報を適切に取り扱わなければならない。

- (1) 個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正利用等を防止するため、必要な安全管理措置を講じること。
- (2) 玄海町情報セキュリティポリシー、個人情報保護に関する法令、契約条件等を遵守すること。
- (3) 本業務により知り得た情報を、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 障害、事故、情報漏えい等が発生した場合は、速やかに玄海町へ報告し、必要な対応を行うこと。
- (5) 業務終了後又は玄海町から指示があった場合は、玄海町の指示に従い、データの返却、削除、廃棄等を行うこと。

17. 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に玄海町の承認を得るものとする。なお、再委託を行う場合であっても、受託者は本業務全体について責任を負うものとする。

18. その他

- (1) 設置する機器類は、受注者が提案し、発注者の承認を得た上で設置すること。
- (2) 機器の設置、撤去、配線工事、電源工事、廃棄等は発注者と協議の上、適切に実施すること。なお、露出配線はモール等により処理すること。
- (3) 設置及び撤去箇所の詳細は、現地を確認すること。
- (4) 設置、撤去及び工事は、直売所の営業に支障を及ぼさないよう、原則として営業時間外に実施すること。作業日程は事前に発注者と協議すること。
- (5) 機器のメーカー保証期間は、引渡しの日から1年以上とすること。
- (6) 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め、又は検査を行うことができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、決定する。